

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年10月7日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 長崎県長崎市西海町 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 事故の概要

(1) 事故の発生日時

令和4年5月10日 午後1時45分

(2) 事故の発生場所

長崎県西彼杵郡長与町高田郷3490番地15付近

(3) 事故の状況

上記日時及び場所において、道路側溝の除草作業をする際に、町道維持補修業務を委託している公益社団法人長与・時津シルバー人材センターの会員が運転する本町所有の車両が後進する際、後方の確認を怠ったため、相手方の車両に衝突し、その車両の一部を破損させ、相手方を負傷させた。

3 和解の内容

本町は、相手方に対して下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方に、本件事故に起因する後遺障害が発生し、かつ、後遺障害等級が認定された場合は、双方別途協議するほか、本町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

664,640円

令和4年9月29日

長与町長 吉 田 慎

